

社会福祉法人福祉館

役員等報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 当法人の役員等に対する報酬に関する総額、並びに支給方法は、この規定の定めるところによる。

(役員報酬等の総額)

第 2 条 役員報酬等の額については、理事及び監事、共に無報酬とする。

附則

この規程は、令和元年 9 月 27 日から施行する。